

## ※重要※

### 令和7年10月1日以降に事前申込する外窓・ドアに係る要件見直しについて

令和7年10月1日以降に事前申込を受け付ける申請から、以下に該当する外窓及び高断熱ドアはいずれも助成対象になりません。

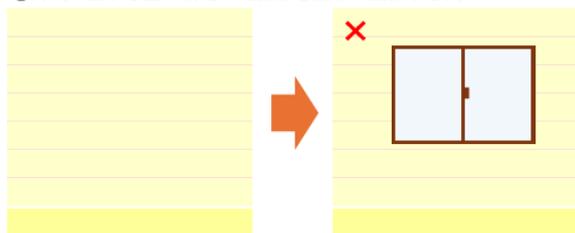
※令和7年4月1日から同年6月30日までに契約締結し、又は契約締結及び工事したものに係る経費は除きます。

- ① 外気に接する壁に新たに開口部を設けて設置する外窓及び高断熱ドア
- ② 既存の開口部を拡張して設置する外窓
- ③ 開口部の位置を変更して設置する外窓及び高断熱ドア

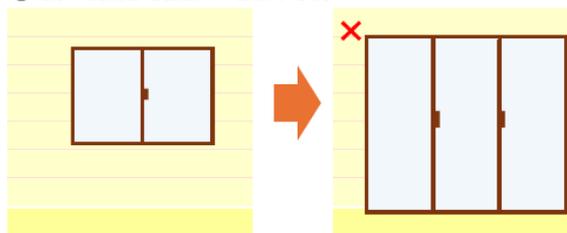
※例外として、増築に伴って開口部を有する外壁を撤去し、新たに設置する外壁に既存開口部と同規模・同数の開口部を設けて設置する外窓・ドアは助成対象となります。

(申請にあたっては、増築前後の外窓・ドアの位置・数および大きさが確認できる図面等の提出が必要になります。)

①外気に接する壁に新たに開口部を設けて設置する例



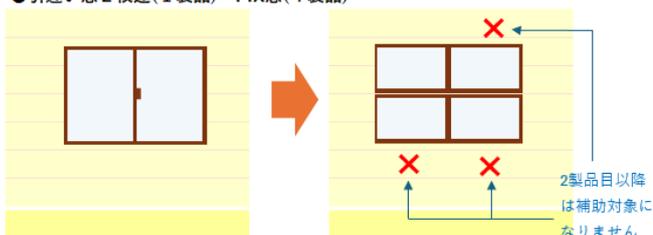
②既存の開口部を拡張して設置する例



- ④ 外窓及びドアの交換工事において、施工前のサッシの数を上回る数のサッシ数の外窓及び高断熱ドアを設置する場合は、該当のサッシは助成対象になりません。(既存サッシと同数まで助成対象になります。)

交換前のサッシの数より多く製品を設置する例

●引違い窓2枚建(1製品)→FIX窓(4製品)



●引違い窓4枚建(1製品)→引違い窓2枚建(2製品)



※ただし、強度の制約から交換前の製品と同じ大きさのものを設置できず、やむを得ず最低限に分割して製品を設置する場合は、設置した製品分を助成対象とします。

(必要に応じて、製品メーカーのカタログ等の提出を求め、確認を行います。)

※製品数は、性能証明書の発行枚数で確認します。

上記①～④は、工事請負契約日および契約に含まれるリフォーム工事全体の工事着手日に関わらず、令和7年10月1日以降に事前申込をする外窓、ドアに適用します。

ただし、BELS評価書または既存住宅性能評価書等の提出により、リフォーム後において断熱等性能等級5を満たす住宅については、①～④に該当する場合であっても助成対象とします。

詳細は、助成金申請の手引き、よくある質問 Q&A、提出書類についてのご案内をご確認ください。